

危機管理本部公務災害補償等認定委員会運営要領

第1条 この要領は、防災訓練等に伴う災害補償事務取扱い要綱第7条第8項の規定に基づき、危機管理本部公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 認定委員会は、市長の請求に基づき開催する。

- 2 認定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 認定委員会の会議は、認定委員会の委員（以下「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 認定委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。
- 5 認定委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、又は意見をきくことができる。

第3条 市長から諮問された案件について、認定委員会において議決したときは、その結果に基づき、別記様式により、その意見を市長に提出するものとする。

第4条 前条の規定による案件のうち、川崎市消防団員等の公務災害の先例により、公務上の災害に該当することが明らかなものについては、委員長が専決処分することができる。

第5条 認定委員会の庶務は、危機管理本部危機管理部において処理する。

第6条 この要領に定めるもののほか、認定委員会の運営について必要な事項は、委員長が認定委員会に諮って定める。

附則

この要領は、令和7年3月3日から施行する。